

2026 年 8 月 27 日

各 位

株式会社福井銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた手形割引の取扱い終了について

株式会社福井銀行（頭取 長谷川 英一）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、手形割引の取扱いを下記のとおり変更いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記**1. 実施内容**

振出日が 2026 年 10 月 1 日（木）以降の手形、および手形期日が 2027 年 4 月 1 日（木）以降の手形については、手形割引の新規受付を終了させていただきます。

2. 代替手段のご案内

当行では、手形・小切手に代わる決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等がございます。電子記録債権（でんさい）をご利用のお客さまは「でんさい割引」のお申込みが可能となります。お申込みには所定の審査がございますので、お取引店までご相談ください。

3. これまでの取組みとお知らせについて

対応内容	実施時期
当座預金の新規口座開設受付停止	2024 年 4 月 1 日
2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止	2024 年 4 月 1 日
当座預金払戻請求書の新設	2025 年 4 月 1 日
手形帳・小切手帳の発行受付終了	2025 年 11 月 3 日
当行を支払地とする手形・小切手の振出を終了	2026 年 9 月 30 日
他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金終了	2026 年 9 月 30 日

以 上